

2 民間給与関係資料

今回の報告の基礎となった平成31年職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、一般職に属する職員の給与を検討するため、平成31年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

人事委員会及び人事院

(3) 調査の範囲

① 調査対象事業所（母集団事業所） 全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 1,284事業所

② 調査対象職種 76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種）

(4) 調査対象の抽出

① 標本事業所の抽出 (3)の①に記載した事業所を、組織、規模、産業により15層に層化し、これらの層から262事業所を無作為に抽出し、実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第13表のとおりである。

② 従業員の抽出 初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集 計

① 調査実人員 初任給関係651人（行政職に相当する調査実人員554人）、初任給関係以外の調査職種11,683人（行政職に相当する調査実人員10,337人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、88,122人であり、行政職に相当するものは、63,246人である。）

② 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第13表 産業別，企業規模別調査事業所数

産業	企業規模			
	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計	事業所 220	事業所 98	事業所 86	事業所 36
農 業 ， 林 業 ， 漁 業	0	0	0	0
鉱 業 ， 採 石 業 ， 砂 利 採 取 業 ， 建 設 業	8	3	3	2
製 造 業	132	62	48	22
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 ， 情 報 通 信 業 ， 運 輸 業 ， 郵 便 業	29	10	14	5
卸 売 業 ， 小 売 業	6	1	3	2
金 融 業 ， 保 険 業 ， 不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業	6	4	2	0
教 育 ， 学 習 支 援 業 ， 医 療 ， 福 祉 ， サ ー ビ ス 業	39	18	16	5

- (注) 1 上記調査事業所のほか，企業規模又は事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が1所，調査不能の事業所が41所あった。
- 2 調査対象事業所262所から企業規模又は事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所1所を除いた261所に占める調査完了事業所220所の割合（調査完了率）は，84.3%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は，日本標準産業大分類の「学術研究，専門・技術サービス業」，「宿泊業，飲食サービス業」，「生活関連サービス業，娯楽業」，「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第14表 職種別，学歴別，企業規模別初任給

職 種	学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
新卒事務員・ 技術者計	大 学 卒	206,012 円	206,222 円	206,835 円	200,515 円
	短 大 卒	182,306	184,594	180,584	183,000
	高 校 卒	164,653	165,819	164,810	158,486
新卒事務員	大 学 卒	202,543	204,051	200,984	200,515
	短 大 卒	179,752	181,443	178,541	—
	高 校 卒	164,929	167,996	162,442	156,940
新卒技術者	大 学 卒	211,485	209,096	215,529	—
	短 大 卒	183,898	186,872	182,034	183,000
	高 校 卒	164,464	164,354	166,702	159,104

(注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当，家族手当，通勤手当等，特定の者にのみ支給される給与は除いている。

2 大学卒には修士課程，博士課程の修了者は含まない。

第15表 行政職給料表適用者の初任給と民間初任給の比較

試 験 区 分	初 任 給 月 額	民 間 初 任 給 と の 差	(参 考) 民 間 初 任 給
大 学 卒 業 程 度	198,432 円	△ 7,580 円 (△ 3.8%)	206,012 円
短 大 卒 業 程 度	177,232	△ 5,074 (△ 2.9%)	182,306
高 校 卒 業 程 度	162,180	△ 2,473 (△ 1.5%)	164,653

(注) 1 行政職給料表適用者の初任給月額，初任給基準となる級号給の給料月額に県内地域を支給区分とした地域手当額を加算したもの。

2 民間初任給は，大学卒業程度については大学卒の新卒事務員・技術者を，短大卒業程度については短大卒の新卒事務員・技術者を，高校卒業程度については高校卒の新卒事務員・技術者を，それぞれ対応させている。

第16表 企業規模別、職種別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	8 ^人	50.2 ^歳	734,568 ^円	0 ^円	734,568 ^円
	工 場 長	26	54.3	769,255	5,223	764,032
	事 務 部 長	275	53.6	642,767	2,598	640,169
	技 術 部 長	373	52.3	676,435	867	675,568
	事 務 部 次 長	78	52.6	563,802	11,195	552,607
	技 術 部 次 長	85	51.0	690,207	3,690	686,517
	事 務 課 長	593	50.0	540,524	5,282	535,242
	技 術 課 長	982	50.3	571,160	4,142	567,018
	事 務 課 長 代 理	256	48.1	506,844	57,309	449,535
	技 術 課 長 代 理	462	47.4	527,869	74,002	453,867
	事 務 係 長	576	42.1	385,808	51,933	333,875
	技 術 係 長	939	44.5	449,899	75,696	374,203
	事 務 主 任	479	39.1	356,025	49,936	306,089
	技 術 主 任	605	43.9	470,238	85,408	384,830
事 務 係 員	2,170	37.3	294,303	34,164	260,139	
技 術 係 員	2,430	35.7	336,944	48,572	288,372	

- (注) 1 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の上に位置付けられる者をいう。
 2 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の上に位置付けられる者をいう。
 3 「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の上に位置付けられる者をいう。
 (以下2から4において同じ。)

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店（社）の長及び工場の長 （取締役兼任者を除く。）	本表2 企業規模500人以上、本表3 企業規模100人以上500人未満及び本表4 企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照
2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職（取締役兼任者を除く。）	
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）	
2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職	
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	
係の長及び係長級専門職	
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)
		人	歳	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	8	50.2	734,568	0	734,568
	工 場 長	18	55.5	823,759	0	823,759
	事 務 部 長	189	53.9	695,581	1,004	694,577
	技 術 部 長	308	53.1	716,783	1,042	715,741
	事 務 部 次 長	40	52.7	601,595	4,893	596,702
	技 術 部 次 長	56	53.2	721,776	3,896	717,880
	事 務 課 長	402	51.5	593,247	4,382	588,865
	技 術 課 長	868	50.7	586,235	3,859	582,376
	事 務 課 長 代 理	193	48.1	537,192	61,315	475,877
	技 術 課 長 代 理	396	47.4	536,755	77,320	459,435
	事 務 係 長	350	46.8	452,234	58,726	393,508
	技 術 係 長	809	44.7	454,184	75,064	379,120
	事 務 主 任	242	43.8	426,610	47,097	379,513
	技 術 主 任	407	42.9	458,481	67,565	390,916
	事 務 係 員	1,225	38.5	315,416	33,253	282,163
	技 術 係 員	1,753	36.4	348,838	48,431	300,407

備 考	対 応 級
<p>構成員50人以上の支店（社）の長及び工場の長 （取締役兼任者を除く。）</p>	
<p>2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）</p>	<p>行政職給料表 9 級</p>
<p>上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）</p>	
<p>2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職</p>	<p>行政職給料表 7 級, 8 級</p>
<p>上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）</p>	<p>行政職給料表 5 級, 6 級</p>
<p>係の長及び係長級専門職</p>	<p>行政職給料表 3 級, 4 級</p>
<p>係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）</p>	<p>行政職給料表 2 級（一部は 3 級, 4 級）</p>
	<p>行政職給料表 1 級</p>

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)
		人	歳	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	—	—	—	—	—
	工 場 長	7	51.7	659,047	20,033	639,014
	事 務 部 長	75	52.5	544,070	5,339	538,731
	技 術 部 長	50	51.8	539,667	138	539,529
	事 務 部 次 長	33	52.1	523,665	20,012	503,653
	技 術 部 次 長	27	48.7	662,463	3,551	658,912
	事 務 課 長	175	49.4	468,710	7,439	461,271
	技 術 課 長	97	47.7	448,692	6,668	442,024
	事 務 課 長 代 理	61	48.9	442,200	49,235	392,965
	技 術 課 長 代 理	63	47.6	456,926	48,405	408,521
	事 務 係 長	171	37.3	307,833	44,396	263,437
	技 術 係 長	113	45.7	439,735	84,719	355,016
	事 務 主 任	202	36.0	300,074	56,164	243,910
	技 術 主 任	170	47.2	520,375	130,877	389,498
	事 務 係 員	787	36.8	278,045	36,780	241,265
技 術 係 員	597	34.5	309,885	51,393	258,492	

備 考	対 応 級
<p>構成員50人以上の支店（社）の長及び工場の長 （取締役兼任者を除く。）</p>	
<p>2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）</p>	<p>行政職給料表 7 級, 8 級</p>
<p>上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）</p>	
<p>2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職</p>	<p>行政職給料表 5 級, 6 級</p>
<p>上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）</p>	<p>行政職給料表 4 級</p>
<p>係の長及び係長級専門職</p>	<p>行政職給料表 3 級</p>
<p>係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）</p>	<p>行政職給料表 2 級（一部は 3 級）</p>
	<p>行政職給料表 1 級</p>

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)
		人	歳	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	—	—	—	—	—
	工 場 長	1	X	X	X	X
	事 務 部 長	11	56.2	551,917	21,779	530,138
	技 術 部 長	15	53.0	506,833	2,686	504,147
	事 務 部 次 長	5	54.5	543,689	17,875	525,814
	技 術 部 次 長	2	48.0	448,865	0	448,865
	事 務 課 長	16	50.3	416,214	0	416,214
	技 術 課 長	17	47.2	425,028	0	425,028
	事 務 課 長 代 理	2	51.0	396,633	0	396,633
	技 術 課 長 代 理	3	42.8	383,468	0	383,468
	事 務 係 長	55	43.9	373,453	27,850	345,603
	技 術 係 長	17	45.3	391,949	1,471	390,478
	事 務 主 任	35	38.8	317,518	16,286	301,232
	技 術 主 任	28	42.6	316,157	1,944	314,213
	事 務 係 員	158	36.9	253,793	10,699	243,094
技 術 係 員	80	36.6	266,103	14,742	251,361	

(注) 「X」は、調査実人員が1人の場合である。(以下同じ。)

備 考	対 応 級
<p>構成員50人以上の支店（社）の長及び工場の長 （取締役兼任者を除く。）</p>	
<p>2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）</p>	<p>行政職給料表 6 級, 7 級</p>
<p>上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）</p>	
<p>2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職</p>	<p>行政職給料表 5 級</p>
<p>上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）</p>	<p>行政職給料表 4 級</p>
<p>係の長及び係長級専門職</p>	<p>行政職給料表 3 級</p>
<p>係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）</p>	<p>行政職給料表 2 級（一部は 3 級）</p>
	<p>行政職給料表 1 級</p>

その2 給与比較の対象外職種

企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)
研究 関 係 職 種	研 究 所 長	1人	X歳	X ^円	X ^円	X ^円
	研究部（課）長	86	51.2	672,383	2,600	669,783
	研究室（係）長	89	52.1	632,809	3,568	629,241
	主任 研 究 員	130	47.0	579,113	68,315	510,798
	研 究 員	229	36.6	479,823	88,125	391,698
	研 究 補 助 員	33	42.6	315,295	33,265	282,030
医 療 関 係 職 種	病 院 長	2	58.5	1,177,981	100,000	1,077,981
	副 院 長	3	59.2	807,230	0	807,230
	医 科 長	14	55.0	697,420	0	697,420
	医 師	24	39.2	539,174	0	539,174
	歯 科 医 師	1	X	X	X	X
	薬 局 長	3	54.2	551,082	142	550,940
	薬 剤 師	26	35.7	381,663	45,158	336,505
	診療放射線技師	37	42.9	420,071	23,103	396,968
	臨床検査技師	40	45.5	423,663	33,387	390,276
	栄 養 士	29	35.4	302,177	29,851	272,326
	理学療法士	42	32.8	324,459	32,834	291,625
	作業療法士	24	32.8	305,353	23,847	281,506
	総 看 護 師 長	5	51.9	592,927	4,000	588,927
	看 護 師 長	44	50.4	465,290	19,873	445,417
看 護 師	183	41.2	391,526	44,735	346,791	
准 看 護 師	108	46.7	318,874	47,385	271,489	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 部 長	10	56.0	723,446	0	723,446
	大 学 教 授	37	57.7	639,803	0	639,803
	大 学 准 教 授	40	49.2	561,042	0	561,042
	大 学 講 師	25	42.9	433,432	0	433,432
	大 学 助 教	2	33.0	381,970	0	381,970
	高 等 学 校 校 長	1	X	X	X	X
	高 等 学 校 教 頭	4	50.8	591,193	0	591,193
高 等 学 校 教 諭	51	39.9	446,503	31,549	414,954	

その3 再雇用者

企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長・工場長	4 ^人	65.3 ^歳	564,692 ^円	0 ^円	564,692 ^円
	60歳男性	—	—	—	—	—
	事務・技術部長	40	62.4	594,621	3,552	591,069
	60歳男性	8	—	618,913	15,365	603,548
	事務・技術部次長	2	62.0	433,399	4,648	428,751
	60歳男性	—	—	—	—	—
	事務・技術課長	25	61.9	394,383	7,770	386,613
	60歳男性	8	—	395,986	23,531	372,455
	事務・技術課長代理	1	X	X	X	X
	60歳男性	—	—	—	—	—
	事務・技術係長	9	62.2	290,957	17,064	273,893
	60歳男性	2	—	291,043	0	291,043
	事務・技術主任	11	63.1	235,755	6,940	228,815
	60歳男性	3	—	240,582	12,875	227,707
	事務・技術係員	480	62.6	278,628	17,924	260,704
	60歳男性	106	—	301,471	21,850	279,621

備

考

その1の1企業規模計の備考欄参照

第17表 民間における定期昇給制度の状況

役職 段階	項 目		自動昇給	査定昇給	昇格昇給
	企業規模				
係 員	規 模 計		39.8%	87.3%	48.2%
	500人以上		35.8	90.8	52.1
	100人以上 500人未満		42.7	83.8	44.6
	50人以上 100人未満		43.3	86.7	46.7
課長級	規 模 計		34.1	89.7	47.5
	500人以上		26.3	96.2	53.7
	100人以上 500人未満		39.4	84.5	41.9
	50人以上 100人未満		40.0	86.7	46.7

(注) 定期昇給の有無が不明及び定期昇給制度の内容が不明の事業所を除いた事業所を100とした割合である(複数回答)。

第18表 民間における家族手当の支給状況

支 給 の 有 無		事 業 所 割 合
家 族 手 当 制 度 が あ る		81.9%
配 偶 者 に 家 族 手 当 を 支 給 す る		(91.6%)
子 に 家 族 手 当 を 支 給 す る		(99.1%)
家 族 手 当 制 度 が な い		18.1%
扶養家族の構成別 支 給 月 額	配 偶 者	12,310円
	配 偶 者 と 子 1 人	19,220円
	配 偶 者 と 子 2 人	25,333円

(注) 1 () 内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

備 考 職員の場合、扶養手当支給月額は、配偶者については6,500円、子については1人につき10,000円、その他の扶養親族については1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第19表 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給する	63.7%
支給しない	36.3%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額最高支給額の並数階層	27,000円以上28,000円未満

備考 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第20表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項目 企業規模	係 員		課 長 級		部長級（非役員）	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規 模 計	64.4%	35.6%	60.6%	39.4%	58.7%	41.3%
500人以上	63.5	36.5	54.9	45.1	54.1	45.9
100人以上 500人未満	62.4	37.6	62.3	37.7	59.5	40.5
50人以上 100人未満	72.2	27.8	70.1	29.9	68.5	31.5

第21表 民間における定年制の状況

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
100.0 %	89.9 %	10.1 %	— %

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第22表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区分	項目	給与減額あり	給与減額なし	
			60歳で減額	
課 長 級		39.3 %	19.2 %	60.7 %
非 管 理 職		34.5	24.1	65.5

(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む（第23表において同じ）。
2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第23表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課 長 級	非 管 理 職
80.0 %	80.0 %

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。